

静岡地方裁判所委員会議事概要

平成25年11月27日(水)午後3時00分から開催された第25回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は次のとおり

出席した委員

青島伸雄, 池田宏行, 大石晴久, 五條堀孝, 小長谷洋, 鈴木敏弘, 内藤孝二, 林道晴, 村山浩昭, 安岡元彦, 渡邊良子(五十音順, 敬称略)

議事

1 裁判所の防災について

(1) 裁判所, 静岡市立静岡病院及び静岡県からの防災の取組等についての説明

山根克彦静岡地方裁判所事務局次長, 中川和巳静岡市立静岡病院事務局病院施設課施設管理担当参事兼総括主幹及び岩田孝仁静岡県危機管理監代理兼危機管理部部長代理を講師に招き, 裁判所, 静岡市立静岡病院及び静岡県それぞれの立場から, 防災の取組等について説明を受けた。

(2) 意見交換(○:委員 △:説明者)

- 裁判所の刑事事件では身体を拘束されている被告人が法廷にいるが, 刑事事件の裁判の最中に大地震が起こったような場合には, どのように対処するのか。
- 刑事被告人であっても, 在宅起訴の被告人や保釈中の被告人については一般来庁者と同じ扱いとなる。

裁判所では, 大地震が起こった際に最低限しなければならないことが記載された行動チェックリストが, 執務室, 法廷, 調停室等に備え付けられている。これに従って, 審理中に大地震が起こった場合には, 頭部を保護する体勢をとって身の安全を図ることになる。

勾留中の被告人についても身の安全を図る点は同様であるが, 逃走防止のために看守者に対して被告人に手錠をするよう指示することを考えている。手錠をした上で身の安全を図り, 揺れが収まるのを待つて避難経路を確保し, 法廷内での負傷者の有無, 人数, けがの程度を報告することになる。担当裁判官は, その時点で手続をどうするのか判断することになるが, 災害が大きい場合には手続を進めることが困難なので, その日の手続を打ち切ることになると思われる。

その後, 法廷では災害対策本部が発信する交通機関やライフラインの情報を法廷内にいる方に知らせ, 帰宅するかどうかはそれぞれの方の判断に委ねることになる。勾留中の被告人も本来の収容施設に移動することになるが, それが難しい場合には, 県警本部と連絡を取ってどの施設であれば収容できるか相談することになる。収容施設によって被告人を裁判所構内に留め置く時間が長くなることになるが, それでもそれほど多くの時間を要せずに本来の収容施設に戻すことができるのではないかと。

また, 逮捕されている被疑者を勾留するかどうかを判断する際にその被疑者の弁解を聴く勾留質問という手続が裁判所で行われるが, この手続中は部屋の中に被疑

者と裁判官，裁判所書記官の3人しかいない。この手続中に地震が起こった場合には，身の安全を確保しながら待機中の警察官を呼び寄せて被疑者に手錠をかけてもらい，逃亡を防止することになる。その後の手順は身柄拘束中の被告人の場合と同様になる。

このような問題意識に基づいて県警本部と打合せを持ったが，今後更に話を詰めてゆく必要があるし，刑務所に収容されている被告人もいるので，裁判所から少し距離がある刑務所との関係でも，どのような対処ができるかを詰めてゆく予定である。

以上が刑事事件の身柄の問題を踏まえた対応策である。

- 勾留質問中に地震が起こり，勾留の判断をする前に身柄を戻すことになった場合，身柄拘束の時間的制約との関係ではどうなるのか。
- 時間的制約については，一定時間内に勾留請求をすればよいことになっているので，勾留請求を受けた裁判所がしかるべき時間の中で判断することになる。もし，それが2日，3日にわたって勾留の裁判がされないのであれば，勾留請求を却下して釈放するということも考えられる。

もっとも，勾留質問手続が完結していなくても，弁解を聴く機会を与えていれば，勾留の許否についての裁判はできるので，担当裁判官が許否の判断をするのに，それほど長い時間を要することにはならないと思われる。
- 静岡地方裁判所の業務継続計画では，令状事務は継続業務となっている。法廷での手続については災害対策本部において手続を止めて来庁者に帰宅してもらうことを判断することになるが，令状については特殊性があるため継続して行うという位置付けになっており，長時間事務が停滞することは予定されていない。
- 静岡地方裁判所には管轄内に多くの支部・簡易裁判所があるが，災害時の職員の安否確認や裁判手続の進行についての連絡に関しては訓練をしているのか。
- △ 安否確認については，各職員がその安否情報を上司に連絡して集約することになっており，上司に連絡がつかない場合には，別途連絡用のアドレスを整備してあるが，それが実際に機能するかどうかの安否確認訓練はまだ実施していない。実施の検討をしているところであって，この点は課題となっている。
- 業務継続計画では大規模地震を震度6弱以上としているが，静岡地方裁判所本庁の建物はどの程度までの地震に耐えられるのか。
- この建物の耐震基準については震度6強，震度7でも耐えられると言われているが，想定外の事柄が現実に発生していることから，そのような事態への対応はこれからの検討課題である。
- 静岡地方裁判所本庁のあるエリアには学校や税務署もあるが，横の連絡はあるのか。地域で力を合わせれば，より強力になると思うが。
- △ 地域全体の事業所同士の横の連絡ということについては，県としては把握していない。
- 静岡病院の患者を裁判所で受け入れる用意はあるのか。
- △ 裁判所のスペースを提供できるかという点にまで検討は至っていない。今後の課題として関係機関との連携があるが，病院との連携を検討する中でこの点について

も検討を進めることになる。

- 先ほど質問した横の連絡というのはまさにこの点についてのことで、スペースのことばかりではなく、このエリアはかなりの力になると思う。
- 東日本大震災の際には裁判所でも被災者を受け入れた。裁判所は避難施設ではないが、受入れが可能なのであれば困っている方を受け入れるというのは当たり前のことである。病院から患者を受け入れてほしいという話があった場合に、裁判所で受け入れる余地があるのであれば検討することになるが、ケガを負っている方や病気の方について、スペースを提供するだけでよいということにはならない。そういった方を受け入れることが可能になる条件や設定をこれから探してゆかなければならない。

この地域には学校や他の施設もあるので、防災についてどのような対策を執っているのかということを知りながら、互いに助け合えるところがないか検討してゆくことになる。

- △ 静岡病院では、震災があった場合には外来診療を一時中止する。来院した外来患者には病院から出てもらうことになるが、交通機関の影響等で帰れない方については病院内にとどまることになり、そこへ多くのケガ人が来た場合には病院内にスペースがないため、そういったところで協力していただければと思う。
- 職員やその家族の安全確保、静岡地方裁判所管内の支部や簡易裁判所との情報の伝達、SNSやメール等による連絡体制の確保、法治国家として早く緊急事態から脱して通常業務に戻れるように、あるいは緊急業務をこなせるような体制を執っていただくことが大事なことだと思う。

病気でたとえると、急性期を過ぎたら、自治体と連携をとりながら、自分たちの生命安全だけでなく、病院に協力したり、シェルターとしての役目を担ったり、そのためにはどのくらいの備蓄が必要かとか、そういった総合的な対策を考えるとよいのではないか。

この委員会をきっかけに課題を見つめ直し、我々としても協力できることは協力してゆきたい。

2 次回テーマ

次回テーマは、「交通事件」について取り上げることとされた。

3 次回期日

追って調整